

【重要なお知らせ】

都市局市街地整備部が所管する市有地の貸付申請に係る手続きの変更について

この度、都市局市街地整備部が所管する市有地の貸付について、公有財産の適正な管理及び法令遵守を一層推進する観点から、貸付の対象者に関する要件及び契約条項の一部を下記のとおり変更いたしました。

新たに申請される皆様におかれましては、内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

【変更のポイント】特定の法令違反がある方への貸付制限

◆対象となる2つの法令

1. 都市計画法
2. 宅地造成及び
特定盛土等規制法
(通称:盛土規制法)

◆貸付を制限する対象者

左記のいずれかの法令に違反し、
札幌市から文書による指導を受けており、
是正措置を実施していない方
(違反状態が継続している方)

※違反している場所が、今回借り受けようとする市有地の外(市内他所など)であっても対象となります。

これに伴う手続き等の変更点

1. 誓約項目の追加

従来の誓約書に、法令遵守状況を確認するための項目を新たに追加しました。
※担当部署において遵守状況を確認する場合があります。

2. 契約条項の整備

万が一、誓約内容に相違があった場合に備え、契約解除に関する条項を整備いたしました。

【本件に関するお問い合わせ先】

札幌市都市局市街地整備部総務課

TEL 011-211-2582 fax 011-211-5176(平日8:45~17:45)